

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成28年12月27日

山梨県知事 後藤 斎

### 1 業務の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）設計業務委託                               |
| (2) 業務内容  | 子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）とそれに付帯する外構工事の基本設計及び実施設計              |
| ・建設地      | 甲府市住吉二丁目地内（県有地内）  |
| ・敷地面積     | 14,300㎡程度   |
| ・延床面積     | 6,500㎡程度  |
| ・用途地域     | 都市計画区域の第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）                         |
| (3) 履行期間  | 平成29年3月～平成30年3月   |
| (4) 想定工事費 | 27億円以内（建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事で消費税含む）                |
| (5) 想定工程  | 平成29年3月～平成30年3月：基本設計、実施設計<br>平成30年度：建設工事着工～平成31年度秋の施設完成 |

### 2 参加者の資格

- (1) 参加者は次に掲げる要件をすべて満たす自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）とする。なお、企業体の構成員は2者とする。③の資格要件については、構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。
- ①企業体の構成員は、山梨県が設計業の入札参加資格を認定した者であること。
- ②企業体の構成員は、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登載された者であること。
- ③企業体の構成員のうち1者は、山梨県内に本社（店）を有すること。
- ④企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。
- ⑤企業体の構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥企業体の構成員は、公告日現在、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- ⑦企業体の構成員は、公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立が

なされていないこと。

⑧企業体の代表構成員は、平成13年4月以降に児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の設計を、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績を有すること。なお、企業体の構成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計実績は新築及び増改築とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。

※児童養護施設、児童自立支援施設は、それぞれ児童福祉法第41条、第44条に規定される施設とする。児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定される情緒障害児短期治療施設のこととする。

## (2) 参加できない者

①参加資格がない者

②審査委員（5 審査で後述する審査委員会委員をいう。以下同じ）

③審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

④複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員

## 3 業務実施上の条件

(1) 管理技術者は、一級建築士であること。

(2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加表明書提出企業体に所属していること。

(3) 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。

(4) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任していないこと。また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者を兼任していないこと。

(5) 本設計業務を再委託しないこと。

※「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

## 4 手続等

### (1) 事務局

山梨県福祉保健部医務課高度医療推進担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

電話：055-223-1449 FAX：055-223-1486

URL：<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/koudo/puopo.html>

電子メール：[imuka@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:imuka@pref.yamanashi.lg.jp)

### (2) 説明書の配布期間及び場所

#### ①配布期間

平成28年12月27日（火）から平成29年1月19日（木）までの「山梨県の休

日を定める条例」(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

#### ②配布場所

上記(1)で配布、及びホームページに掲載する。

### (3) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

#### ①提出期間

平成29年1月13日(金)から平成29年1月19日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

#### ②提出場所

上記(1)に同じ

#### ③提出方法

持参又は書留郵便とする。

### (4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

#### ①提出期間

平成29年2月17日(金)から平成29年2月23日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

#### ②提出場所

上記(1)に同じ

#### ③提出方法

持参とする。

## 5 審査

(1) 審査は、子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)設計者審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施する。第一次審査により、技術提案書提出企業体を5者程度選定し、その者により第二次審査を実施する。

### (2) 第一次審査

参加表明書を次により審査する。

#### ①企業体の技術力

#### ②配置予定技術者の状況

### (3) 第二次審査

技術提案書を次により審査する。

#### ①課題に対する提案の的確性及び実現性

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び円

- (2) 契約書作成の要否：要（山梨県建築設計業務委託契約書を用いる。）
- (3) 参加表明書、技術提案書及びヒアリングに係る費用は、全て提出者の負担とする。
- (4) 第二次審査では、技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 詳細はプロポーザル説明書による。